

吹田市立図書館総合システム構築運用等業務に
関する提案募集要項

吹田市

平成 27 年（2015 年）5 月

目次

1 総則	1
2 業務内容等	1
3 参加資格	2
4 連携協力事業者	2
5 提案募集の概要及び日程	3
6 契約	7
7 審査評価項目	7
8 提案書作成に関する事項	7
9 提案審査及び評価に関する事項	8
資料提案募集日程表	9

別紙 1 吹田市立図書館総合システム構築運用等業務に関する提出書類等

別紙 2 吹田市図書館総合システム選定基準

1 総則

本募集要項は、吹田市立図書館総合システム構築運用等業務に関する提案を募集するためのものである。

2 業務内容等

(1) 業務名

吹田市立図書館総合システム構築運用等業務

(2) 業務内容

ア システム導入に係る業務

- (ア) 図書館システム機器の選定及び入替、システムの導入作業
- (イ) 現行システムからのデータ移行（データ抽出作業は除く）
- (ウ) 図書館システム機器の設置
- (エ) システム休館中の全館（室）蔵書点検データ等の処理作業（点検に伴う作業は除く）
- (オ) 機器操作説明及び研修
- (カ) その他、システム導入に必要な業務

イ システム運用・保守に係る業務

- (ア) パッケージ保守（バージョンアップも含む）
- (イ) 障害対応
- (ウ) 運用支援
- (エ) その他、システムの運用・保守に必要な業務
- (オ) 契約期間終了後のデータ抽出に関する業務

ウ その他

詳細は、「吹田市立図書館総合システム構築運用等業務に関する調達仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行場所

以下の市内、7館2分室と自動車文庫駐車場とする。

中央図書館 出口町18番9号

自動車文庫(BM)駐車場

千里図書館 津雲台1丁目2番1号

江坂図書館 江坂町1丁目19番1号

さんくす図書館 朝日町3番501

千里山・佐井寺図書館 千里山松が丘25番2号

山田駅前図書館 山田西4丁目2番43号

千里丘図書館 千里丘上14番33号

北千里分室 古江台4丁目2番D7

山田分室 山田西2丁目5番1号

(4) 契約期間

ア システム導入期間

契約締結後から平成 28 年（2016 年）1 月 31 日まで

イ 運用及び保守期間

平成 28 年（2016 年）2 月 1 日から平成 33 年（2021 年）1 月 31 日までの 5 年間とする。なお、アの期間はシステム導入のための準備期間であるため、この期間に係る作業等の費用の支払いは生じないものとする。

3 参加資格

本提案募集に参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者又は入札参加資格を取り消されていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき更生又は再生手続開始申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始後に本市の競争入札参加資格の再認定手続を完了していること。
- (5) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者。
- (6) ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得している者。
- (7) 平成 25 年 4 月 1 日以降に、国内公共図書館で所蔵資料数 100 万点以上、年間貸出点数が 300 万点以上の稼働実績をもつ者。
- (8) IC タグ（UHF 帯）に対応可能なシステムを有する者。
- (9) 上記(7)及び(8)において、システムの構築・開発を行った実績者を、プロジェクトマネージャクラス又はプロジェクトリーダークラスとして、当該業務に従事させることができる者。
※UHF 帯での構築・開発実績が望ましいが、HF 帯での実績でも可とする。

4 連携協力事業者

- (1) 提案事業者は、本事業を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、他に協力できる事業者（以下、「連携協力事業者」という。）との連携を行うことができる。
- (2) 連携協力を行う場合、プロジェクト管理、システム構築、システム改修及びシステム保守等について、一体となって業務を分担し遂行することができること。その場合、「（連携協力事業者を含めた）実施体制」を提案書に記載しなければならない。

- (3) 他の者とすでに協力関係にある事業者との連携協力及び連携協力事業者への一括再委託は認めない。
- (4) 連携協力事業者と連携を行う場合、提案事業者は、本募集要項の別紙 1 の様式 7「連携協力事業者予定調書」を提出すること。提出のなかった連携協力事業者との連携は原則認めない。
- (5) 連携協力事業者は、以下の要件を満たしていること。
 - ア 本募集要項の第 3 項「参加資格」の(2)及び(4)から(6)までの要件を満たしていること。
 - イ 連携協力事業者は、提案事業者との間で、業務分担や責任の所在等を明確にした協定を締結していること。
- (6) 提案事業者は、本市と契約を締結する際には、連携協力事業者との間で締結した協定書等の写しを提出すること。
- (7) 本市と契約を締結した提案事業者は、本市に対して契約に関する全ての責任を負うものとする。

5 提案募集の概要及び日程

- (1) 提案募集の名称
「吹田市立図書館総合システム構築運用等業務に関する提案募集」
- (2) 事業者選定方式
公募型プロポーザル方式とし、本募集要項の第 2 項「業務の内容等」の(2)に掲げた業務の提案書、調達仕様書の別紙 2「機能要件適合性評価回答書」及び見積費用等の提出書類並びにプレゼンテーション及びデモンストレーション等を審査し、評価を行う。
- (3) 発注者及び提案募集事務局
 - ア 発注者
吹田市長
 - イ 提案募集事務局
吹田市立中央図書館（2 階事務室内）
担当：大平、森
〒564-0072 吹田市出口町 18 番 9 号
TEL:06-6387-0071（直通）FAX:06-6339-7144
E-mail：s0010@ma.lib.suita.osaka.jp
- (4) 提案募集関係書類の交付
平成 27 年 5 月 8 日（金）～平成 27 年 6 月 18 日（木）
提案募集関係書類はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。
- (5) 参加表明及び資格審査書類提出方法等
 - ア 書類作成方法
本募集要項の別紙 1 の様式 1「参加表明書」、様式 2「会社概要」、様式 3「業務従事者

調書」及び様式 4「図書館業務稼働実績調書」にそれぞれ必要な事項を記載すること。
また、過去 3 年分の「財務諸表」及びセキュリティ認証の写しを提出すること。

イ 提出期間及び受付時間

提出期間 平成 27 年（2015 年）5 月 18 日（月）～5 月 23 日（土）

受付時間 午前 10 時～午後 5 時（持参の場合）

ウ 提出場所

提案募集事務局（上記(3)のイに同じ）

エ 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着）。

なお、持参の場合は提出者との関係を示す書類（社員証等）及び名刺を持参すること。

(6) 参加資格通知

参加資格審査結果は、平成 27 年（2015 年）5 月 27 日（水）に電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。なお、審査通過者には、調達仕様書の資料 2「機器配置図(案)」、資料 3「各種コード一覧」を、電子メールに添付する。

(7) 質問の受付及び回答

ア 質問方法

本募集要項の別紙 1 の様式 8「質問書」に質問事項を記載したうえで、提案募集事務局宛に電子メールで提出する。電子メールを受け付けた際、翌日の午後 5 時までには受信確認メールを返信する。返信がなかった場合は、事務局まで電話で確認すること。

イ 回答方法

提出された質問への回答は、すべての審査通過者に対して電子メールにより送付する。なお、質問内容が重複していると本市が判断したものについては、整理をした上で一括して回答を行う。また、意見表明等本件趣旨からかけ離れたものについては、回答を行わない。

ウ 質問受付期間

平成 27 年（2015 年）5 月 28 日（木）～6 月 1 日（月）の午後 5 時まで

エ 質問回答日

平成 27 年（2015 年）6 月 3 日（水）

(8) 提案書及び見積書等の提出

ア 提出期間及び受付時間

平成 27 年（2015 年）6 月 15 日（月）～6 月 18 日（木）

受付時間 午前 10 時～午後 5 時

イ 提出場所

提案募集事務局（上記(3)のイに同じ）

ウ 提案書の作成要領

本募集要項の別紙 2「吹田市立図書館総合システム選定基準」に記載する内容について

て、本募集要項の第 8 項「提案書作成に関する事項」に従って提案書を作成、提出すること。

エ 見積書の作成要領

提案しようとするシステムの構築費と構築後の保守費用の合計に機器リース費用等を含めた、5 年間（60 か月）の総費用を、本募集要項の別紙 1 の様式 5「見積書」に記載し、提出すること。見積書には、詳細な内訳が明示された見積明細を添付すること。

なお、見積価格が提案上限額を上回った場合は失格とする。

提案上限額 ¥338,900,000（税抜き）

オ 提出方法

持参により提出すること。

提出時、提出者との関係を示す書類（社員証等）及び名刺を持参すること。

カ 提案辞退

参加資格通知後、提案を辞退する場合は、本募集要項の別紙 1 の様式 9「提案辞退届」を、提案募集事務局にすみやかに提出すること。

キ 留意事項

(ア) 提出書類の差し替えは認めない。

(イ) 提出書類は返却しない。

(9) プレゼンテーション等の実施

本市の「吹田市立図書館総合システム構築運用等業務事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）に設置する評価部会において、提案事業者によるプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングを実施する。

ア プレゼンテーション及びデモンストレーション

提案事業者による提案書及び機能要件適合性評価回答書に基づいた提案内容のプレゼンテーション（提示）及びシステム動作等のデモンストレーション（実演）を実施する。

イ ヒアリング

プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施した後、評価部会員から提案事業者へのヒアリング（聞き取り）を実施する。

ウ 実施日時及び場所

平成 27 年（2015 年）7 月 2 日（木）

（時間については別途提案募集事務局より通知する）

場所 吹田市立中央図書館 3 階 第 2 集会室

エ 時間配分

プレゼンテーション及びデモンストレーション合わせて 45 分（プレゼンテーション約 30 分、デモンストレーション約 15 分を目安に）ヒアリング 15 分 合計 60 分

なお、プレゼンテーションとデモンストレーションの時間配分を明確に分ける必要はない。

オ 出席者

1 事業者 4 名まで。

プレゼンテーションは、原則として、本募集要項の別紙 1 の様式 3-1「業務従事者調書」に記載のあるプロジェクトマネージャが実施すること。デモンストレーション、ヒアリング及び質疑応答等についてはこの限りではない。

カ その他

(ア) プレゼンテーション等で資料を配布する場合は、社名やロゴを記載しないこと。

(イ) プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、パソコンは各自持参すること。

会場にインターネット環境はないので、必要に応じてモバイル通信等の準備を行うこと。

(ウ) プレゼンテーション審査の順番は、提案書の受付順とする。

(エ) プレゼンテーション等は非公開とする。

(10) 審査及び事業者選定方法並びに発表方法

ア 審査及び事業者選定方法

選定会議において、審査を本募集要項の第 9 項「提案審査及び評価に関する事項」のとおり実施し、合計点の順位により、1 位の者を契約候補者として選定する。

イ 発表方法

選定結果は、平成 27 年（2015 年）7 月 10 日（金）までに電子メールにより通知し、その後書面でも通知する。なお、審査結果については、吹田市立図書館ホームページ上でも公表する。

(11) 提案の無効に関する事項

以下の事項に 1 つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

ア 契約候補者の選定時点において、本募集要項の第 3 項「参加資格」に掲げる資格のない者が提案を行ったとき。

イ 別紙 1 に掲げる提出書類のうち、「機能要件適合性評価回答書」の「吹田市立図書館総合システム機能要件一覧（基本）」において、一項目でも「×（対応不可）」と記されているとき。

ウ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

エ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

オ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はそれらの行為をなした者が提案を行ったとき。

カ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(12) その他

ア 提案募集に参加する者は、本募集要項及び調達仕様書等を熟読し、遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

イ 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることにはできない。

ウ 評価内容及び選定結果に対する問い合わせや意義の申し立て等には、応じないものとする。

6 契約

- (1) 本システムの契約は、システムの導入経費、ハードウェア等の調達費用及びこれらの運用保守等を含めた形で、契約候補者と5年間（60か月）のリース契約とする。ただし、契約候補者が直接本市とのリース契約を締結できない場合は、本募集要項の別紙1の様式6「リース業者指定届」において届出のあった指定リース業者を含めた本市との三者契約とする。なお、この指定リース業者についても、本募集要項の第3項「参加資格」の(1)から(5)の要件を満たしていることを条件とする。
- (2) 契約締結は、本市の契約に係る事務手続きの完了後、行うものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに、本募集要項の第3項「参加資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能になった場合等においては、審査結果が次点の提案事業者を繰り上げて契約候補者とする。ただし、繰り上げて契約候補者とする事業者は、評価点より価格点を除いた合計点の6割以上を獲得した者でなければならない。
- (4) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により契約金額の100分の5以上とする。ただし、同条第3項の規定に該当する場合は、減額をすることができる。
- (5) 契約金額は、原則として見積書の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (6) 支払方法は月極の分割払いとし、事業者による業務の履行の完了を本市が確認した後、事業者より受けた請求について受領後30日以内に支払うものとする。
- (7) 契約期間中に、双方協議の上、運用保守内容の変更等が生じた場合は、契約金額が変更されることもあり得る。

7 審査評価項目

審査評価項目は、本募集要項の別紙2「吹田市立図書館総合システム選定基準」のとおりとする。

8 提案書作成に関する事項

(1) 提案書の拘束力

契約候補者の提案書の記載事項は、本募集要項の別紙2「吹田市立図書館総合システム選定基準」の項目とともに、原則として契約時の本市の業務仕様として採用することを予定している。ただし、本市より提案事業者に対し意見及び提案を求めている部分については業務

仕様として採用するかどうかは、契約候補者が決定した後、両者協議のうえ決定する。

(2) 提案書の著作権

提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案者に帰属する。

(3) 提案書の作成

ア 提案書の様式は自由とする。本募集要項の別紙 2「吹田市立図書館総合システム選定基準」にあるそれぞれの審査内容及び視点を参考に、「評価項目」の順に合わせた構成で作成すること。なお、図表については巻末にまとめてもよいものとする。

イ 各項目の内容は、具体的かつ標準的な用語を用い分かりやすく記載すること。

ウ 提案書の作成にあたっては、以下の条例等も参考にすること。

「吹田市個人情報保護条例」

吹田市例規集 http://www.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/reiki.html

「吹田市セキュリティポリシー（平成 24 年 4 月 1 日改正）」

http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0029/0659/suita_security-policy.pdf

「吹田市第 3 期情報化推進計画」

http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gyoseikeiei/johoseisaku/_61411.html

(4) 留意事項

ア 提案書には、社名やロゴマークを記載しないこと。

イ 提案書は正本（1 部）及び副本（11 部）を合わせて 12 部を用意すること。

ウ 提案書の正本には、社名の入った表紙を付し、押印すること（要社印・代表者印）。提案書の巻末に「機能要件適合性評価回答書」を添付し、一緒に製本すること。

エ 提案書の副本は、巻末に「機能要件適合性評価回答書」を添付し、ファイルに綴じること。なお、「機能要件適合性評価回答書」についても、社名は記載しないこと。

オ 目次を付し、適宜ページ番号をふること。

カ 原則として A4 版の両面 40 枚以内（両面可）で作成すること。ただし、縦型や横型といった型式は問わない。A3 版を使用する場合は、A3 版の 1 枚を A4 版の 2 枚と数え、必要最低限の使用とする。

(5) その他

ア 提出書類は、提案者の技術上のノウハウ等が含まれており、これを公開することで提案者に不利益を与えるおそれがため非公開とする。

イ 提案に参加するために必要な費用は、すべて提案事業者の負担とする。

ウ 提案、その他手続きに使用する言語は日本語とし、見積書に記載する通貨単位は、日本国通貨とする。

9 提案審査及び評価に関する事項

(1) 提案の審査及び評価機関等

提案事業者による提案の審査は選定会議に設置した評価部会において実施し、選定会議に

において契約候補者を選定会議で決定する。

(2) 提案審査評価方法等

ア 選定会議に設置する評価部会における審査項目と評価点の得点配分については、本募集要項の別紙2「吹田市立図書館総合システム選定基準」のとおりとする。

イ 評価点は、評価部会員一人につき、提案書（270点）+プレゼンテーション・デモンストラーション（160点）+ヒアリング（70点）=500点と、システム機能要件適合性評価（230点）+価格点（250点）=480点を合計した、980点満点で採点する。

ウ 各評価部会員の採点を合計したものに、技術評価点（120点）を足したものを、提案審査評価の総合評価点とする。

エ 最優秀提案は、総合評価点より価格点を除いた得点において、総合評価点の満点の6割以上を獲得している者のうち、上記ウに定める総合評価点が最も高い者とする。

オ 上記エの得点において同一の者がいた場合、価格の低い者を上位とする。

(3) その他

その他選定に必要な事項は内規で定める。

資料【提案募集日程表】

内容	期日
募集要項公表	平成27年（2015年）5月8日（金）
参加表明書受付期間	平成27年（2015年）5月18日（月）～5月23日（土）午後5時
参加資格審査結果通知	平成27年（2015年）5月27日（水）
質問受付期間	平成27年（2015年）5月28日（木）～6月1日（月）午後5時
質問回答日	平成27年（2015年）6月3日（水）
提案書及び見積書提出期間	平成27年（2015年）6月15日（月）～6月18日（木）午後5時
プレゼンテーション・デモ・ヒアリング	平成27年（2015年）7月2日（木）
選定結果通知	平成27年（2015年）7月10日（金）までに通知